

令和5年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査の変更点について

令和5年度教員採用候補者選考審査の変更について

徳島県教育委員会

変更点

1 特別選考受審資格の変更について

①特別選考④ア(現職教員対象)(第1次審査免除)の年齢要件を拡大

(現行) 特別選考④現職教員を対象とした選考

昭和37年4月2日以降に生まれた者であって、現に国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、義務教育学校に在職し、令和4年3月末現在、2年以上の実勤務のある教員(臨時的任用に係る者を除く)。

ア 昭和57年4月2日～平成3年4月1日の間に生まれた者については、第1次審査を免除する。

イ ア以外の者については、第1次審査の筆記審査(教養)を免除する。

現行：30歳～39歳

変更後：30歳～44歳

過去の採用数抑制時期の影響により40代前半の教員が全体の年齢構成から比較的少ないため、40代前半の人材確保が必要。

2 審査内容の変更について

①小学校2次審査(実技)を一部削減

現行：「英語」は必須、「音楽」と「体育」は、いずれか一方を選択。

変更後：「音楽」と「体育」は廃止、「英語」のみ実施。

他校種に比べ競争率が低く、小学校受審者確保が求められることから、実技審査を一部削減し、受審者の負担軽減を図る。また、免許取得段階で「音楽」と「体育」の実技能力の養成は図られているとともに、採用後の研修等でさらなる実技能力を育成していくことで対応可能。「英語」実技審査については、実施内容・方法等の充実を図るために検討する。※四国他県3県は、すべての実技審査なし。

②2次審査(面接)の一部縮小

現行：集団面接と個人面接を実施。

変更後：集団面接を廃止し、個人面接の設定時間を拡大。

集団面接を廃止し、受審日数を減らすことで、受審者の負担軽減につなげるとともに、他県の受審日との重なりを減らすことになり、受審者増と欠席者減につながる。集団面接で評価してきたコミュニケーション能力やプレゼン能力は、個人面接の中で評価することが可能である。個人面接でそれらの能力と併せて資質・適性等をより丁寧に評価する。

3 高等学校教諭の募集等について

①「水産」の募集停止

「水産」の教諭を必要人数採用できているため。

②「工業」に『工業デザイン』と『工業化学』を追加

「工業デザイン」と「工業化学」は教諭の減少が見込まれるため。

③「工業」の『建築・土木』を『建築』と『土木』に分けて募集

それぞれの分野における専門性の高い教諭を採用するため。

④「情報」免許状取得者は、「情報」の併願が可能

「情報」の教諭を安定的に採用するため。